イタリア、DOP・IGPワイン保護協会を強化する政令を採択

認定規則を改定し、保護名称のオンライン監視を拡大。供給調整における保護協会の影響力も強化する

2026年11月19日（木）



イタリアは、DOPおよびIGP表示を持つワインを保護する協会の強化を目的とした新たな政令を採択した。これにより、こうした団体の設立、認定、運営に関する規則が改定される。

農業・食料主権・森林省は11月18日水曜日、この措置を発表した。同省によると、政令はDOPおよびIGPワインを監督する協会の設立、認定、運営を対象とする。この2つのカテゴリーは、欧州制度の下で保護される地理的原産地と品質基準に結び付いている。

フランチェスコ・ロッロブリジーダ農相は、こうした協会はイタリアの原産地呼称に基づく食品・ワイン経済の成功を支える「柱の一つ」だと述べた。新たな措置は、イタリアのワイン原産地呼称

の保護、振興、価値向上における協会の役割を強化するとともに、地理的表示の管理、供給調整、ワインツーリズムの推進、生産の環境・経済・社会的持続可能性の支援に向け、より効果的な手段を与えることを目的としているという。

同省によると、政令は認定と代表性に関する新たな要件を定め、国内規則を改定する。また、サプライチェーンの各分野が均衡の取れた形で参加できるようにすることも目指す。具体的には、原産地呼称に関係する栽培農家、生産者、その他の業界団体が、改定された基準に基づいて代表されるよう、協会に関する法的枠組みを調整する。

政令は、保護対象のワイン名称の不適切な使用に対する措置も拡充し、オンラインプラットフォームを含む市場監視を強化する。同省によると、この業務は、農食品分野の監査と不正防止を担うイタリアの監督機関ICQRFが統括する。この点は、デジタル販売チャネルやオンライン販促で保護名称が使われることを懸念する生産者から、とりわけ注目を集める可能性がある。

同省は、この文書がサプライチェーン全体を代表する組織との幅広い協議を経て策定され、イタリア各州にも広く共有されたと説明した。ロッロブリジーダ農相は、政令によって地理的表示に関する欧州規則に国内規則を適合させるために必要な手続きが完了し、ワイン業界に最新かつ一貫性の高い法的枠組みがもたらされると述べた。

今回の改正は、行政手続きにとどまらない影響をもたらす可能性がある。イタリアのDOP・IGP制度は同国のワイン産業の中核であり、原産地呼称の運営、防衛、振興において保護協会が重要な役割を担っている。代表性と供給調整の枠組みが強化されれば、特に生産量や原産地呼称の規則が厳しく注視されるカテゴリーで、ブドウ栽培農家、ワイナリー、商業事業者による生産量の管理、ブランド価値の保護、市場圧力への対応に影響する可能性がある。

供給調整への言及は、原産地呼称を担う団体に市場管理手段への影響力をより大きく与えようとする動きを示しており、飲料業界にとって特に重要だ。保護対象ワインの位置付けや生産量の調整、需要の変動への生産者の対応に関する判断を左右する可能性がある一方、取り締まりの強化によって、実店舗とオンライン市場の双方で保護名称の無許可使用に対する圧力も高まる可能性がある。

政令を地理的表示に関する欧州の広範な枠組みと結び付けることで、イタリア政府は、ワインの原産地呼称政策が引き続きEU基準と密接に連動することも示している。生産者や保護協会にとって、国内規則の改定は単なる国内の運営体制の変更にとどまらず、欧州全域や輸出市場におけるイタリア産ワインの名称の保護と商業的価値を支える法的枠組みへの、より広範な整合の一環となる。